

平成28年度第4回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日 時 平成28年8月31日 (水)

午前9時から

場 所 市役所2階 中会議室1・2

1 開 会

2 市長挨拶

3 会議録等のホームページへの掲載について (公開)

4 確認事項 平成28年6月22日の会議録 (公開部分) について (公開)

5 個人情報取扱事務について (公開)

審議依頼事項

- ・野田市障がい児通所使用料等口座振替収納事務の事務開始届 (障がい者支援課)

報告事項

- ・高齢者又は障がい者を介護する世帯の紙おむつ対策に係る指定ごみ袋引換券の在り方を検討するためのアンケート調査 (清掃計画課)
- ・「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の実施を検討するためのアンケート調査 (児童家庭課)
- ・野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給の事務変更届 (児童家庭課)
- ・子ども医療費助成事務の事務変更届 (児童家庭課)
- ・肝炎ウィルス陽性者に対するフォローアップ事業の事務開始届 (保健センター)

6 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて (公開)

7 確認事項 平成28年6月22日の会議録 (非公開部分) について (非公開)

8 閉 会

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成28年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別の別	<p>1 確認事項 平成28年4月26日の会議録（公開部分）について（公開）</p> <p>2 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 ・住居の表示の整備事務の事務変更届（総務課）</p> <p>3 確認事項 平成28年5月25日の会議録（非公開部分）について（非公開）</p> <p>4 諮問事項 個人情報利用不停止決定処分に対する異議申立てについて（非公開）</p>
日 時	平成28年6月22日（水）午前9時25分から午前10時20分まで
場 所	市役所低層棟4階 職員控室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、松本 純子、飯野 きみ子
事務局等	<p>事務局 川島 信良（総務部長） 富山 芳則（総務課長） 大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長） 日下部 安孝（総務課主任主事）</p> <p>実施機関 大月 聡（総務課長補佐兼文書法規係長） 内海 孝幸（総務課庶務係長）</p>
傍 聴 者	無し
議 事	<p>平成28年度第3回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。</p> <p>1 平成28年4月26日の会議録について（公開） 平成28年度第1回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議録の案を確認し、承認した。</p> <p>2 個人情報取扱事務について（公開） 報告事項 ・住居の表示の整備事務の事務変更届（総務課） 住居の表示の整備事務の事務変更の報告を受け、概要について総務課の担当者から説明を受けた。 秦野委員 この整備事務は条例に基づき行うものか。 大月補佐 字の区域の変更は、地方自治法の規定で地方自治体の議決によって定めるとされ、条例に基づくものではありません。野田市では、平成19年に野田市都市計画審議会に諮問し、策定し</p>

た「住居の表示の整備方針」に基づき、影響のある一定の区域の皆様のご同意の上で行うということで、事務を行っています。

松本委員 委託業者は、どのような業者なのか。

大月補佐 当初は、次木親野井区画整備事業に関わるコンサルタント会社を考えていたのですが、予算の問題があり、同種の業者を幾つか選び、入札を行います。

遠藤委員 「字何番地」というものを「何の何丁目何番地何号」に変えるという作業そのものがもう既に終わっているのか、それともこれから委託業者に案を作ってもらえるのか、どちらなのか。

大月補佐 法務局に提出する変更案を作っていただきます。

遠藤委員 対象物件は何件くらいか。

大月補佐 1,000筆程度です。

遠藤委員 野田市で既に新住居表示が実施されている所は全体で何割くらいになるのか。

大月補佐 野田市においては、住居表示法に基づく整備はしておりません。近隣市では、流山市も同様にしておりません。今回の変更は、主に飛び地を対象に登録の表示を変更するものです。

秦野委員 委託業者に対し、個人情報保護の取扱いは、厳重に指導されたい。

遠藤委員 委託する作業が地番の変更案を作ることなら、氏名の提供は必要ないのではないかと。

大月補佐 地番の変更については必要ありません。市が関係者に連絡を取るための資料です。

遠藤委員 今回の変更について、委託業者に渡す情報は今回の変更届に載っているものと違うのか。そもそも個人情報とは関係なく、新旧対照の作業はできるのではないかと。

大月補佐 新旧対照表は主な変更点として重要なことなのですが、そのほかにも新しいものと古いもので名寄せを作ってそれぞれの方に御案内するような作業も行います。

遠藤委員 委託の業務内容をもう一度確認したい。

内海係長 まず、課税台帳を利用して法務局へ登記状況要約書等を請求いたします。これを照合し、対象区域の筆地番の特定を行い、地番調書を作成する手続を取ります。2番目に、世帯の状況を使うことになるのですが、現地調査リストを作ります。現地調査リストは整備区域内の住民基本台帳のリストを使い作成し、デジタルマッピングデータ、つまり委託先が現地調査を行うためのリストと併せて業者へ渡し現地調査をしていただきます。最終的には、

住所の変更案までを成果品として業者へ委託することを考えています。

遠藤委員 業者の現地調査は面談も含むのか。

内海係長 現地確認が取れた世帯については、調査済みという形で印をつけていく形となります。最終的に確認が取れないものについては市の方で確認することになると考えています。

遠藤委員 業者から渡される成果品には何が記載されているのか。

内海係長 住所の新旧対照表案です。記載事項として旧住所、新住所、世帯主氏名が掲載されます。

遠藤委員 地番の新旧対照表案を外部に委託するのに住所、氏名が必要とは思えないのだが。

大月補佐 届出書に「地番の新旧対照表の作成」の理由しか記載しなかったのが問題でした。

須賀会長 住所と地番の変更が絡むこと及び業者への委託内容について、もう一度精査してほしい。

大月補佐 内容が整理できていない部分があるため、もう一度確認した上で事務変更届を提出いたします。

< 中断 >

須賀会長 再開します。

大月補佐 変更の理由に新住所案の作成依頼も付け加えさせていただきます。

現地調査については、新住所案を作成するに当たり、居住の有無を確認するのではなく、実際の居住地が実際に存在する住所になっているかの確認になります。異なる場合には正しい住所地を確認し、新住所案を作成してもらうことになります。

須賀会長 委員の皆様、御意見はございますか。

一同 異議無し

須賀会長 それでは、変更の理由に「新住所案作成のための調査」を加えたものについて異議無しと認め、事務変更届のとおり決定をさせていただきます。それでは終了といたします。

以上

会議の次第を記録する。

平成 年 月 日

野田市情報公開・個人情報保護審査会会長

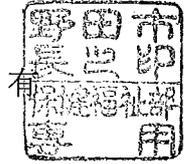


個人情報保護審議依頼書

野保障第388号
平成28年8月16日

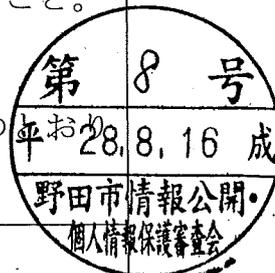
野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第11条第1項、第12条第2項及び第13条第2項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	野田市障がい児通所使用料等口座振替収納事務
担当課等の名称	保健福祉部 障がい者支援課 障がい者福祉係
開始・変更年月日	平成28年9月9日
審議依頼事項	<p>条例第11条第1項関係 個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理（以下「電子計算機処理」という）を行うこと。</p> <p>条例第12条第2項関係 公益上特に必要があると認め、実施機関以外のものと電子計算機の結合処理を行うこと。</p> <p>条例第13条第2項関係 個人情報を取り扱う事務のうち電子計算機処理が行われるものを新たに実施機関以外のものに委託すること。</p> <p>概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙の です。</p>
備考	



個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年8月16日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

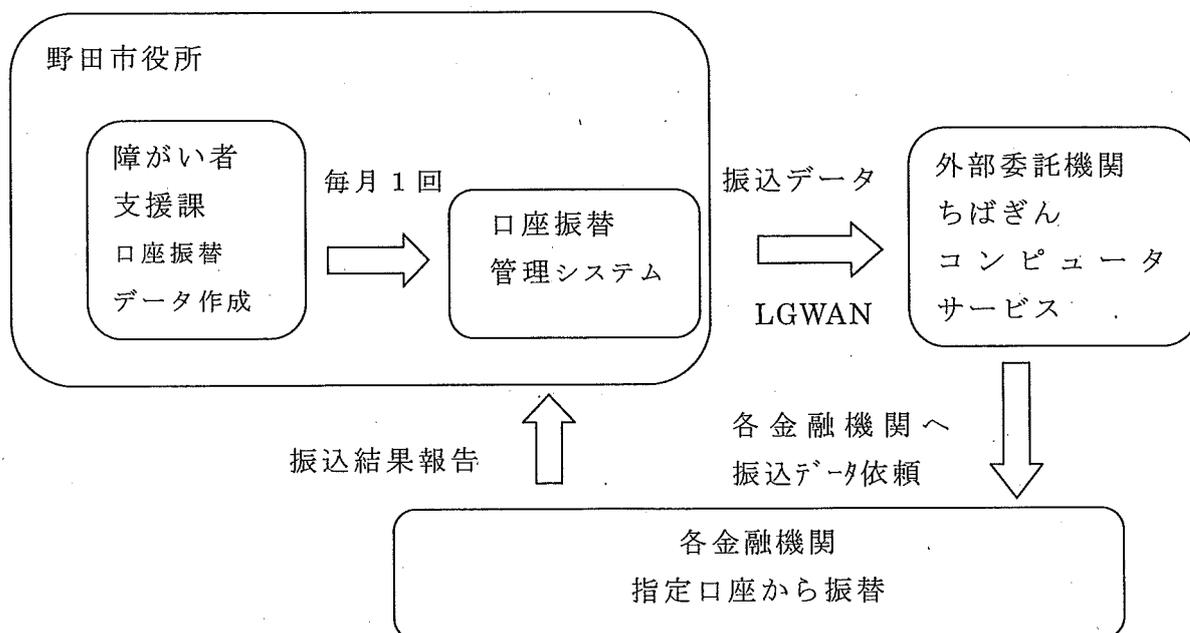
事務の名称	野田市障がい児通所使用料等口座振替収納事務				
届出担当課等の名称	保健福祉部 障がい者支援課				
事務の目的	障がい児通所使用料等について、納付手続を合理化し、納期限内納付の向上を図り、自主納付体制の確立を期するため、口座振替による収納を行う。				
対象者の範囲	納付義務者等 (届出者、口座名義人)				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (利用施設名称)			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)				
	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他				
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他				
⑦その他					
事務開始年月日	平成28年9月9日				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ <u>5</u> ・10年 永年・常用 その他 ()				

野田市障がい児通所使用料等口座振替収納事務の内容

- 1 障がい児通所施設使用料等に関し、口座振替による納付を希望する納付義務者は、口座振替依頼書に振替を希望する口座番号、振替開始希望時期等を記載し金融機関を通じ野田市に提出する。
 なお、この際に届出者が納付義務者と異なる場合は、口座振替依頼書の届出者の欄に氏名、住所、電話番号、続柄を記入する。
- 2 野田市は口座振替依頼書に基づき、障がい児通所施設使用料等の口座振替データを毎月1回作成し、口座振替管理システムを経由し外部委託機関へ振替を依頼する。
 なお、口座振替管理システムと外部委託機関とは、LGWAN回線（総合行政ネットワーク）により結合し、この回線を通じてデータの受渡しを行う。
- 3 外部委託機関は、口座振替管理システムからのデータを基に金融機関に口座振替処理を依頼する。
- 4 金融機関は、口座振替の実施後、結果を野田市に報告する。
- 5 野田市は口座振替が不能となった場合は、納付義務者に対し口座振替不能通知書を送付する。

【電子計算機の結合をするに当たって公益上特に必要と認める理由】

データの受渡しについて、セキュリティ性の高いLGWAN回線を使用することで、安全性に配慮しながら、当該口座振替収納事務の手續の合理化を図ることができるため。



個人情報目的外利用・提供報告書

野環清第101号
平成28年 8月10日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木



野田市個人情報保護条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事務の名称	高齢者又は障がい者を介護する世帯の紙おむつ対策に係る指定ごみ袋引換券の在り方を検討するためのアンケート調査
担当課等の名称	環境部 清掃計画課 ごみ減量係
目的外利用・提供年月日	平成 28年 7月 15日
報告事項	条例第9条第4項関係 実施機関が公益上特に必要があると認め、個人情報を目的外に利用したこと。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	アンケート調査に当たり、介護用品支給申請受付事務、障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務及び野田市心身障がい者等福祉手当事務の受給者情報を利用したもの



高齢者又は障がい者を介護する世帯の紙おむつ対策に係る指定ごみ袋引換券の在り方を検討するためのアンケート調査

1 アンケート調査の概要

高齢者又は障がい者を介護する世帯のうち、野田市介護用品支給事業実施規則の規定による介護用品を受給している世帯、国の「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「経過的福祉手当」又は野田市心身障がい者福祉手当支給条例の規定によるおむつ手当を受給している世帯（以下「紙おむつ対策加算世帯」といいます。）に対し、指定ごみ袋引換券を加算して交付しております。

今回は、今後の紙おむつ対策加算指定ごみ袋引換券の交付の在り方を検討するためアンケート調査を実施した。

2 目的外利用をした個人情報

介護用品支給申請受付事務、障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務及び野田市心身障がい者等福祉手当事務において収集した紙おむつ対策加算世帯に係る住所及び氏名の情報

3 目的外利用の内容

調査票発送に使用する封筒の宛名作成

4 目的外利用をすることが公益上特に必要があると認める理由

廃棄物減量対策を進めていくに当たり、今後の紙おむつ対策加算指定ごみ袋引換券の交付の在り方を適切に検討する上で、現在対象となっている世帯の実情を聴くことが必要であるため。

5 個人情報に係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないための対策

当該個人情報の取扱い担当課である高齢者支援課及び障がい者支援課が封筒の宛名作成を行い、清掃計画課はアンケート調査票の作成と、発送作業のみを行った。また、アンケート調査票への回答は無記名とし、調査票の回収の段階で回答者の特定ができないようにした。

・利用件数 100件

平成28年8月1日

指定ごみ袋引換券無料追加交付対象世帯 様

野田市環境部清掃計画課長

アンケート調査の実施について

残暑の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

常日頃、野田市のごみ減量施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。ごさいます。

さて、現在、野田市では、紙おむつ対策として障がい等により常時おむつを使用していて一定の要件に該当する方や、介護用品（おむつ）支給受給者について、指定ごみ袋無料引換券を追加交付しています。この対象世帯に対し、現在の状況をお聞きし、今後の紙おむつ対策としての指定ごみ袋の交付の在り方を検討する上での資料としたいので、下記のとおりアンケート調査を実施することになりました。お忙しいところ、誠に恐縮ですが、ご協力の程、お願いいたします。

なお、アンケートの回答はすべて統計処理いたします。個人情報記載は必要ありませんので、率直にお答えいただきますようお願いいたします。

記

1 アンケート調査票

裏面の調査票に直接ご記入ください。回答は、世帯のアンケート内容を把握し、調査票に記載できる方であれば、どなたが記入しても構いません。

2 調査票の提出方法

記入した調査票を同封の返信用封筒に入れてご返送ください。

3 提出期限

平成28年8月22日（必着）

【指定ごみ袋引換券無料追加交付】

常時おむつをしている方で「特別障害者手当」、「障害児福祉手当」、「経過的福祉手当」、「おむつ手当」受給者又は、「介護用品（おむつ）支給受給者」については、障がい者支援課又は高齢者支援課に申請していただくことにより、指定ごみ袋引換券の容量40L（リットル）の袋60枚分を年度内1回限りで、無料追加交付しています。冊子「28年度版野田市のごみの出し方資源の出し方」の43ページにもご案内しています。

【問合せ先】

野田市鶴奉7番地の1

野田市清掃計画課ごみ減量係

担当 山崎・新井

電話 04-7125-1111（内線 3977）

個人情報目的外利用・提供報告書

野見見第 344号
平成28年 8月 3日

野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第9条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事務の名称	「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の実施を検討するためのアンケート調査
担当課等の名称	児童家庭部 児童家庭課 児童給付係
目的外利用・提供年月日	平成28年7月29日
報告事項	条例第9条第4項関係 実施機関が公益上特に必要があると認め、個人情報を目的外に利用したこと。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の実施を検討するためのアンケート調査実施に当たり、児童扶養手当事務の受給者情報を利用したものの



「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」
の実施を検討するためのアンケート調査について

1 アンケート調査の概要

国のひとり親支援施策である「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の実施を検討するに当たり、事業についてのニーズを調査する必要があるためアンケート調査を実施した。

2 目的外利用をした個人情報

「ひとり親児童扶養手当事務」の受給者情報

3 目的外利用の内容

児童扶養手当に係る現況届の発送に際して、本アンケート調査票を同封した。

4 目的外利用をすることについて公益上特に必要があると認める理由

限られた財源の中で、適切なひとり親家庭への支援を行うに当たり、新しい支援事業のニーズを把握する上で、現在児童扶養手当を受給している者に対する調査が必要であるため。

5 個人情報に係る本人及び第三者の権利利益を不当に侵害しないための対策
調査票の回答は無記名にして、回収の段階で回答者の特定ができないようにした。

・利用件数 1, 548件

支援事業に係るアンケートご協力をお願い

(現況届とあわせて回収いたします。)

野田市児童家庭課

日頃より、ひとり親家庭支援に係る事業につきまして、ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、野田市では、高校卒業資格を得て就職や転職、資格取得等の選択肢を増やし、生活向上につなげていただくため、経済的な事情や家庭の事情で高校進学を断念したり、中退したりした方が、「高校卒業程度認定試験」の合格を目指す講座の受講料の一部を助成する「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」の実施について検討しております。

「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」は平成27年度に国の施策として創設され、平成27年度は、親だけを当該事業の対象者としておりましたが、平成28年度からは、親とその児童の両方が対象者となり、事業の拡充が図られました。

☆ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の内容

①受講修了時給付金

高卒認定試験講座の受講費用の20%に相当する額を支給(支給限度額10万円)

(予備校等の通学講座及び同通信制講座が対象となります。)

②合格時給付金

受講修了日から2年以内に認定試験に合格した場合に受講費用の40%に相当する額を支給

※ ただし、受講修了時給付金と合格時給付金を合わせての支給限度額は15万円です。

つきましては、当該事業を検討するに当たり、事業利用についてのニーズを調査するため、下記事項についてのアンケートを行いますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、お答えいただいた内容につきましては、この調査の目的以外には一切使用しません。

【アンケート】

問1 あなた自身はこの支援事業を利用したいですか。(〇は1つ)

1 利用したい

2 利用しない

問2 あなたのお子さんにこの支援事業を利用させたいですか。(〇は1つ)

1 利用させたい

2 利用させない

(問1及び問2で「1 利用したい・利用させたい」と答えた方に)

問3 高等学校卒業資格を何に活用、役立てますか(ご本人、お子さんを含め〇は複数可)

1 国家資格等を取得する

3 短大・大学等に進学する

2 条件の良い会社に就職・転職する

4 その他()

問4 その他、必要と感じる支援等がありましたら、ご自由にお書きください。

— ご協力ありがとうございました —

問合せ先 児童家庭課 児童給付係

電話 04-7125-1111(内線2135)

第2号様式(第3条第4項)

個人情報を取り扱う事務 ~~変更~~~~廃止~~ 届出書

平成28年 8月17日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給
届出担当課等の名称	児童家庭部 児童家庭課 児童給付係
変更 廃止 年月日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
変更 廃止 理由	情報提供ネットワークシステムへの接続に伴う変更
変更内容	○個人情報の収集先 ・本人以外の収集先に「他の官公庁」を追加する。 ・本人以外から収集している理由に「第1号」を追加する。
備 考	

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年 8月17日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給				
届出担当課等の名称	児童家庭部 児童家庭課				
事務の目的	母子家庭・父子家庭等の福祉の向上を図るための医療費助成金支給に伴い、条例に基づく支給要件に該当するか判断するため個人情報を申請者に記載させる。				
対象者の範囲	助成金支給申請者				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他				
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (所得状況)			
⑦その他					
事務開始年月日	昭和50年 4月 1日				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 (所得状況) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号 (根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ <u>5</u> ・10年 永年・常用 その他 ()				

野田市ひとり親家庭等医療費助成金支給について

- 1 ひとり親家庭等医療費助成資格申請書に基づき台帳を作成する。転入者に関しては、マイナンバーを利用した情報連携により転入前の自治体の税情報を確認し所得判定を行う。
- 2 受給者に対し決定通知を発送し、受給者資格者証を窓口にて交付する。
- 3 ひとり親家庭等医療費助成金支給申請書に基づき償還払いを受け付け、振込口座へ支払手続を行う。
- 4 申請者に対して助成金決定通知を発送する。

参考 当該事務の情報提供ネットワークシステムへの接続について

- 1 総務大臣が設置及び管理するネットワークシステムを経由し、国や国の機関、地方自治体間での情報連携を行うもの
- 2 番号法に規定される事務（法定事務）のほか、自治体が独自に条例で定めることにより、その事務において、マイナンバーを利用した情報連携を行うことができる。
- 3 「ひとり親家庭等医療費助成金支給」については、独自利用事務として条例化した。
- 4 条例化した理由としては、法定事務の「児童扶養手当」の対象となる世帯が転入して来た際に、認定に必要な課税状況を情報連携により取得できるが、同時に手続を行う「ひとり親家庭等医療費助成金支給」については法定外事務であることから、独自利用事務として条例化しなければ情報を取得できず、この場合、転入者に対し、従前地での課税証明書の提出をお願いすることになり、同時に行う手続で対応が異なり市民サービスが低下するため。
- 5 接続は、政令で定める日（平成29年7月を予定）から開始される予定であるが、政令で定める日以前に、国による総合運用テストが実施されることとされていることから、個人情報を取り扱う事務の変更届出書を提出するものである。

個人情報を取り扱う事務 ~~変更~~~~廃止~~ 届出書

平成28年 8月17日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	子ども医療費助成事務
届出担当課等の名称	児童家庭部 児童家庭課 児童給付係
変更 廃止 年月日	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
変更 廃止 理由	情報提供ネットワークシステムへの接続に伴う変更
変更内容	○個人情報の収集先 ・本人以外の収集先に「他の官公庁」を追加する。 ・本人以外から収集している理由に「第1号」を追加する。
備考	

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年 8月17日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	子ども医療費助成事務				
届出担当課等の名称	児童家庭部 児童家庭課				
事務の目的	子ども医療費に要する費用の全部又は一部を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、別紙に掲げる事務を行う。				
対象者の範囲	子ども医療費助成の申請世帯				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input checked="" type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他				
	④心身の状況	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (加入医療保険)			
	⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (課税状況)			
⑦その他					
事務開始年月日	昭和48年 6月				
個人情報の収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部 (所得状況) <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 1号 (根拠法令：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第2項) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
備考	個人情報の保存期間 1・3・ <u>5</u> ・10年 永年・常用 その他 ()				

子ども医療費助成事務について

- 1 子ども医療費助成受給券交付申請に基づき受給券の発行を行う。
- 2 転入による新規申請について、マイナンバーを利用した情報連携により転入前の自治体の税情報を確認し自己負担額の判定を行う。
- 3 県国民健康保険連合会からの医療費の請求データを子ども医療システムに取り込み、当該連合会に現物給付分の支払手続を行う
- 4 子ども医療費助成金交付申請に基づき償還払による給付金を振込口座へ支払う。
- 5 子ども医療費助成台帳を作成する。
- 6 子ども医療費における県負担金の請求事務を行う。
- 7 子ども医療費システムの保守点検作業を外部委託により行う。

参考 当該事務の情報提供ネットワークシステムへの接続について

- 1 総務大臣が設置及び管理するネットワークシステムを経由し、国や国の機関、地方自治体間での情報連携を行うもの
- 2 番号法に規定される事務（法定事務）のほか、自治体が独自に条例で定めることにより、その事務において、マイナンバーを利用した情報連携を行うことができる。
- 3 「子ども医療費助成事務」については、独自利用事務として条例化した。
- 4 条例化した理由としては、法定事務の「児童手当」の対象となる世帯が転入して来た際に、認定に必要な課税状況を情報連携により取得できるが、同時に手続を行う「子ども医療費助成事務」については法定外事務であることから、独自利用事務として条例化しなければ情報を取得できず、この場合、転入者に対し、従前地での課税証明書の提出をお願いすることになり、同時に行う手続で対応が異なり市民サービスが低下するため。
- 5 接続は、政令で定める日（平成29年7月を予定）から開始される予定であるが、政令で定める日以前に、国による総合運用テストが実施されることとされていることから、個人情報を取り扱う事務の変更届出書を提出するものである。

個人情報を取り扱う事務開始届出書

平成28年8月24日

(届出先)
野田市長

届出者 野田市長

野田市個人情報保護条例第6条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事務の名称	肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップ事業				
届出担当課等の名称	保健福祉部 保健センター				
事務の目的	ウイルス性肝炎患者の重症化予防を図るため、肝炎ウイルス検診で陽性と判定された者に対して精密検査の受診や適切な医療の受診勧奨等を行うため				
対象者の範囲	市が行う肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者及び保健所等から紹介を受けた者で本事業への参加に同意した者				
個人情報 の 記 録 項 目	①基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号等 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他			
	②家庭生活	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 住居状況 <input type="checkbox"/> 続柄 <input type="checkbox"/> その他			
	③思想・信条・宗教等	<input type="checkbox"/> 思想 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある情報 <input type="checkbox"/> その他			
	思想・信条・宗教等に関する個人情報を収集している理由 (第7条第3項)				
	<input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> その他				
	④心身の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 身体的な特性・能力 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (受診状況、治療状況)			
	⑤社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 地位 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・し好 <input type="checkbox"/> 評価・判定 <input type="checkbox"/> 団体活動歴 <input type="checkbox"/> 意見・要望等 <input type="checkbox"/> その他			
⑥経済状況	<input type="checkbox"/> 財産・収入・支出 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他				
⑦その他					
事務開始年月日	平成28年9月1日				
個人情報の 収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他) 本人以外から収集している理由 (第7条第2項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input checked="" type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号 <input type="checkbox"/> 6号 <input type="checkbox"/> 7号 <input type="checkbox"/> その他				
個人情報の 目的外利用・ 提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 実施機関内部 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他) 目的外利用・提供をしている理由 (第9条第1項) <input type="checkbox"/> 1号 (根拠法令) <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> その他				
電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	電子計算機結合の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
備 考	個人情報の保存期間 1・3・5・10年 永年・ <input checked="" type="checkbox"/> 常用 <input type="checkbox"/> その他 (肝炎治療の終了まで)				

野田市肝炎ウイルス陽性者に対するフォローアップ事業の内容

1 目的

肝炎ウイルス陽性者に対する精密検査の受診や適切な医療の受診勧奨等を実施し、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

2 対象者

野田市内に在住し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市が実施している肝炎ウイルス検診でHBs抗原検査「陽性」又はC型肝炎ウイルス検査で「肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
- (2) その他、千葉県及び医療機関等から本人の同意に基づき情報提供を受けて把握した陽性者

3 事業の内容

フォローアップ事業への参加同意書を本人から徴取し、調査票を年1回程度送付するなどし、医療機関の受診状況や診療状況を確認する。

その後、必要に応じて、電話等により受診を勧奨するとともに相談に応じる。

4 フォローアップの内容

- (1) 直近の検査で初めて陽性と確認された者への対応
 - ① 調査票を送付するなどし、医療機関の受診状況等を確認する。
 - ② 医療機関への受診が確認されなかった場合は、受診勧奨を行った上で、再度、受診状況の確認を行う。
- (2) 精密検査受診済の者（経過観察者等）への対応
医療機関への受診（精密検査の受診）を確認後、年1回程度調査票を送付するなどし、医療機関の受診状況等を確認する。

個々の状況に応じて収集・記録する項目

【受診状況、治療状況】

1 過去1年以内に肝臓の病気に関して医療機関を受診したか。

- (1) 直近の受診日：平成 年 月頃
- (2) 医療機関名：)
- (3) 受診をしていない場合の理由

2 精密検査又は定期検査を受けたか。

- (1) 直近の検査日：平成 年 月頃
- (2) 今後の検査予定：平成 年 月頃

3 説明を受けた病状

- ・無症候性キャリア（B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルス）か。
- ・慢性肝炎（B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる）か。
- ・肝硬変（B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる）か。
- ・肝がん（B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる）か。

4 現在の治療状況と今後の予定

(1) 肝臓病の治療を現在受けているか、又は今後受ける予定であるか。

(2) 治療内容

- ・インターフェロン治療か。
- ・インターフェロンフリー治療か。
- ・核酸アナログ製剤治療か。
- ・肝臓病の治療は受けていない場合、又は治療の予定がない場合の理由
- ・経過観察（次回の受診目安： 頃）
- ・肝臓病の治療を完了したか。

肝炎ウイルスの検査結果が陽性であった方は 初回精密検査費用の助成が受けられます

肝炎ウイルス検査で陽性であった方を対象に、千葉県の指定医療機関で受診した初回精密検査の費用が助成されます。なお、費用の助成には、フォローアップ事業参加の同意が条件となります。

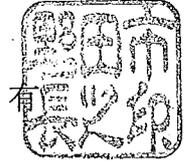
肝炎ウイルスに感染した場合、自覚症状がないまま病気が進行し、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと重症化する可能性があります。
早期治療に繋げるためにも精密検査を受けましょう。



野 総 総 第 4 9 号
平成 2 8 年 8 月 3 1 日

野田市情報公開・個人情報保護審査会 様

野田市長 鈴木



個人情報保護制度の運用の見直しについて（諮問）

野田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成23年野田市条例第1号）
第3条第3号の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

1 諮問事項

個人情報保護制度の運用の見直しについて

2 諮問趣旨

野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号。以下「条例」といいます。）を平成13年4月1日に施行して以来、利用停止請求権や罰則規定の創設など、適宜必要な改正を行い、条例に基づき個人情報の保護を図ってまいりましたが、条例の施行から15年以上が経過し、運用上の問題も生じていることから、個人情報保護制度の運用の抜本の見直しを行うこととしました。

この見直しは、個人情報保護制度に関する重要な事項であることから、野田市情報公開・個人情報保護条例第3条第3号の規定に基づき、貴審査会の意見を求めるものです。



個人情報保護制度の運用の見直しの基本的な考え方

1 検討対象

- ・ 条例の規定と運用について
- ・ 野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引について

2 見直しの目的

条例に基づく個人情報保護制度の適正な運用が図られるよう、条例の規定と運用を検証し、野田市個人情報保護条例施行規則（平成13年野田市規則第3号）に規定する個人情報を取り扱う事務開始届出書の様式の改正等を含め、運用を抜本的に見直し、現行よりも適切な運用を検討する。

3 見直しの基本的な考え方

現行よりも適切な運用を目指しながら、事務量の増加につながらない範囲で、適正な取扱いが持続できる運用とする。

条例の規定と運用についての審議項目（案）

- 「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について
 - ・ 外部提供の場合
 - ・ 内部利用の場合
 - ・ 収集及び電子計算機の結合の場合
- 個人情報を取り扱う事務の届出制度について
 - ・ 個人情報を取り扱う事務の届出制度の趣旨と考え方
 - ・ 個人情報を取り扱う事務の届出手続と届出書の様式
 - ・ 個人情報目録
- 個人情報の本人開示請求について
 - ・ 実施機関には含まれない指定管理者の保有する個人情報
 - ・ 死者の個人情報

～条例の規定にない項目～

- 派遣労働者及び委託事業者又は指定管理者から再委託を受けた事業者の業務従事者への罰則について
- 外部提供をした場合の本人通知について

※ 審議の状況に応じて、順次資料を追加提出いたします。

※ 必要とあれば、条例の改正も行います。上記のほか、審議すべき項目があれば資料を準備いたしますので、事務局にお伝えください。

※ 上記の項目の審議により頂いた意見を反映した野田市個人情報保護条例の解釈及び運用の手引の改正案を作成します。当該手引の審議では、条例の全ての規定の解釈及び運用について審議をお願いいたします。

「公益上特に必要があると認めるとき」の適用について

～外部提供の場合～

野田警察署からの依頼に基づく高齢者名簿提供事務への野田市個人情報保護条例（平成12年野田市条例第25号。以下「条例」といいます。）第9条第1項第5号に規定する「公益上特に必要があると認めるとき」の適用については、貴審査会において判断が改められ、市と見解が異なることとなりました。

今後の同号の運用に当たり、貴審査会として適用の要件が示せるかについて、ご意見をお願いいたします。

市では、条例第9条第1項第5号の適用の判断は、事務ごとに個別具体的に行う必要があります。明確な要件を定めることは現実的に困難であるため、今後、同号の適用の承認を受けた事務について、その名称及び当該事務に同号を適用する理由を記載した事例集を作成することで、実施機関が新たに同号の適用を検討する際の参考とすることを考えております。また、事例集を公表することで、実施機関が公益上特に必要があると認めて行う外部提供を市民等が確認しやすくなると考えております。

また、条例第9条第3項の規定に基づく貴審査会の意見を聴く手続について、できる限り事務の開始予定日より早く行い、貴審査会の審議の日程に無理が生じないように努めてまいりたいと考えておりますが、貴審査会が適切な判断を行えるよう、提出すべき資料等について貴審査会のご意見をお願いいたします。

【条例】

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的（以下「目的外」という。）のために、当該個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定め又は実施機関が法令上従う義務のある国等の機関の指示があるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を目的外のために利用し、又は提供するときは、当該個人情報に係る本人及び第三者（本人以外の個人及び法人その他の団体をいう。以下同じ。）の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

3 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために実施機関以外のものに提供しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かななければならない。

4 実施機関は、個人情報を第1項第5号に掲げる事由により目的外のために利用し、又は他の実施機関に提供したときは、その旨を審査会に報告するものとする。